

●香川県告示第388号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、香川県新規産業創出支援センター条例（平成11年香川県条例第5号）第4条第2項及び香川県科学技術研究センター条例（平成12年香川県条例第21号）第4条第2項の規定に基づき、平成27年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県新規産業創出支援センター及び香川県科学技術研究センター	公益財団法人かがわ産業支援財団 高松市林町2217番地15	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで